

平成 24 年 10 月 5 日

ご担当者様 御中

経済産業省製造産業局非鉄金属課

平成 24 年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金額の改定については、各地方最低賃金審議会で、雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成 22 年 6 月 3 日 雇用戦略対話第 4 回会合 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/>）に掲げられた目標についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案した審議が行われ、今年 10 月 5 日までにすべての地域別最低賃金額について改定公示が行われる予定です。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となりますが、その履行状況は今なお十分とは言い難い実情にあることから、厚生労働省では標記の周知広報を実施することとしています。

貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、貴法人が発行される広報誌への掲載などによる改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成24年9月30日から11月4日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたこととなり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

平成24年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	719	H24. 10. 18	石川	693	H24. 10. 6	岡山	691	H24. 10. 24
青森	654	H24. 10. 12	福井	690	H24. 10. 6	広島	719	H24. 10. 1
岩手	653	H24. 10. 20	山梨	695	H24. 10. 1	山口	690	H24. 10. 1
宮城	685	H24. 10. 19	長野	700	H24. 10. 1	徳島	654	H24. 10. 19
秋田	654	H24. 10. 13	岐阜	713	H24. 10. 1	香川	674	H24. 10. 5
山形	654	H24. 10. 24	静岡	735	H24. 10. 12	愛媛	654	H24. 10. 24
福島	664	H24. 10. 1	愛知	758	H24. 10. 1	高知	652	H24. 10. 26
茨城	699	H24. 10. 6	三重	724	H24. 9. 30	福岡	701	H24. 10. 13
栃木	705	H24. 10. 1	滋賀	716	H24. 10. 6	佐賀	653	H24. 10. 21
群馬	696	H24. 10. 10	京都	759	H24. 10. 14	長崎	653	H24. 10. 24
埼玉	771	H24. 10. 1	大阪	800	H24. 9. 30	熊本	653	H24. 10. 1
千葉	756	H24. 10. 1	兵庫	749	H24. 10. 1	大分	653	H24. 10. 4
東京	850	H24. 10. 1	奈良	699	H24. 10. 6	宮崎	653	H24. 10. 26
神奈川	849	H24. 10. 1	和歌山	690	H24. 10. 1	鹿児島	654	H24. 10. 13
新潟	689	H24. 10. 5	鳥取	653	H24. 10. 20	沖縄	653	H24. 10. 25
富山	700	H24. 11. 4	島根	652	H24. 10. 14			